

特集

日本銀行大分支店 特別調査レポート

大分県内のキャッシュレス決済に関する現状整理

キャッシュレスとは

- キャッシュレスとは、一般に「物理的な現金(紙幣・硬貨)を使用しなくても活動できる状態」を指す(経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」)。
- キャッシュレスの支払手段は、①プリペイド型(電子マネーなど)、②リアルタイムペイ型(デビットカードなど)、③ポストペイ型(クレジットカードなど)に分けられる。
- 経済産業省は、2025年までに、キャッシュレス決済比率を倍増させることを目指している(2017年:21.0%→40%程度)。

(図表1)キャッシュレス支払手段の例

| | プリペイド (前払い) | リアルタイムペイ (即時払い) | ポストペイ (後払い) |
|------------------|----------------------------|--------------------------|---|
| 主なサービス例 | 電子マネー(交通系、 決済系、国際ブランド系) | デビットカード(銀行 系、国際ブランド系) | モバイルウォレット (QRコード、NFC等) ※プリペイ、ポストペイ可 |
| 特徴 | 利用金額を事前に チャージ | リアルタイム取引 | リアルタイム取引 後払い、与信機能 |
| 加盟店への 支払いサイクル | 月2回など | 月2回など | 即日、翌日、月2回 など様々 |
| 主な支払い方法 | タッチ式(非接触) | スライド式(磁気) 読み込み式(IC) | スライド式(磁気) 読み込み式(IC) タッチ式(非接触) |

(注)図表1は経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」の図書をもとに、日本銀行大分支店が下線部を補記。

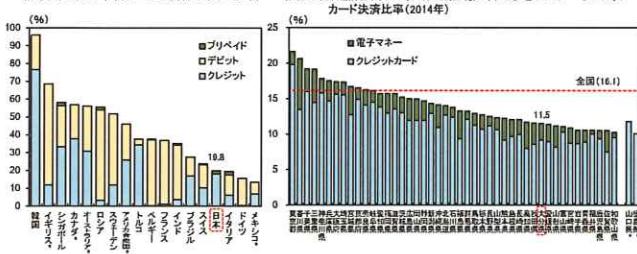
(資料)経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」

キャッシュレス決済比率

- わが国のキャッシュレス決済比率(カード決済取扱高÷民間最終消費支出)は、年々高まっているものの、世界的にみるとなお低水準。
- 都道府県別のキャッシュレス決済額を網羅的に把握する統計は整備されていないが、2014年時点での小売業の販売額に占める電子マネーカード決済の比率をみると、大分県は11.5%とどまる。

(図表5)各のキャッシュレス決済比率(2016年)

(図表6)都道府県別の小売業の販売額に占める電子マネー・クレジットカード決済比率(2014年)



(注)ここでいうキャッシュレスには、振込などの口座決済を含んでいない。また、図表5のうち、「その他」はプリペイドを含まないほか、図表6の山口県と島根県は電子マネーを含まない点には留意が必要。

(資料)一島社法人日本クレジット協会「日本のクレジット統計」、経済産業省「平成26年商取引統計情報」

実店舗の導入状況(1)

- 大分市商店街連合会および大分商工会議所が大分市内の実店舗に実施したアンケート調査によると、全体の約5割の割合がキャッシュレス決済導入済みの回答。内訳を見ると、物販では導入が進んでいる一方、サービスや飲食では遅れおり、業態毎のバラツキがみられる。
- 実店舗からは、消費者の利便性向上や人手不足補完に寄与するキャッシュレス決済の必要性を指摘する声が聞かれた一方、店舗が負担する決済手数料の高さなどを理由に導入を躊躇する声も聞かれている。

(図表9)キャッシュレス決済の導入に関するアンケート調査結果(大分市)

<総合計 n=135>

<中心市街地 n=72>

| アンケート調査先の主な意見 | |
|---|--|
| ✓ 得失の人口減少を踏まると、人手不足への対応に繋がるキャッシュレス化は避けて通れないと考えている。 | |
| ✓ 得来的にはスマホ決済も必要になってると想う。行政や商店街としての取組方に期待。 | |
| ✓ 消費者にとってはキャッシュレス決済は便利かもしれないが、店舗運営は生産者の負担が大きいため、導入には躊躇している。 | |
| ✓ 商品については、手数料を変形うる利益が取れないなどもある。 | |
| ✓ 消費者がカード・クレジットカードその他の支払手段の特徴と使い方を熟知していない、不安なところがある。 | |

(注)図表9の調査対象は、中心市街地、中核(市町村)、東京(葛飾、西新宿)、2018年3月調査実施。

(資料)大分市商店街連合会「キャッシュレス対応についてのアンケート調査結果」

実店舗の導入状況(3)

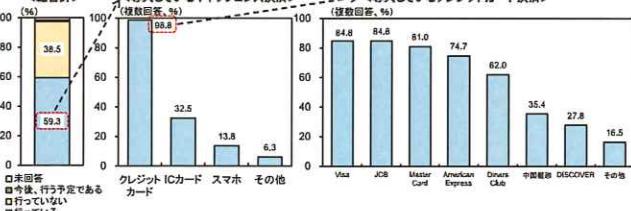
- 大分市商店街連合会および大分商工会議所によるアンケートにおいて「キャッシュレス決済に対応している」と回答した先の大半は主要国際ブランドのクレジットカード決済への対応が中心となっている。主要国際ブランド以外のカードやスマートフォンなどを活用した新たな決済サービスについては、今後の導入拡大の余地が大きい。
- また、決済端末を設置している店舗においても、運用上、一定額以上の決済においてのみキャッシュレス決済を受け付けているとの声や、実質的に決済端末を稼働していないとの声も聞かれる。

(図表11)キャッシュレス決済の導入に関するアンケート調査結果(大分市)

<総合計>

<導入しているキャッシュレス決済>

<導入しているクレジットカード決済>



(資料)大分市商店街連合会・大分商工会議所「キャッシュレス対応についてのアンケート調査結果」

大分県では、外国人観光客が増加傾向にある中、今年は「ラグビーワールドカップ2019™」の開催を控えていることもあって、インバウンド消費の取り込みを企図した各種施策が実施されている。中でも、キャッシュレス決済については、消費者の利便性向上に加え、店舗等での省力化といった生産性向上の観点からも、導入の機運が高まっている。

本レポートでは、こうした現状を踏まえ、県内のキャッシュレス決済の普及と状況に関するデータを整理し、取りまとめた。

キャッシュ(銀行券)

- 大分県の銀行券受取高をみると、支払超(払出>受入)が続いている。県外都市圏への消費流出や營業輸送会社の現金集配の影響もあると考えられるが、現金需要は引き続き根強い状況。
- 全国的にみても、銀行券発行高は増加を続けており、現金流通残高の対名目GDP比は上昇傾向にある。

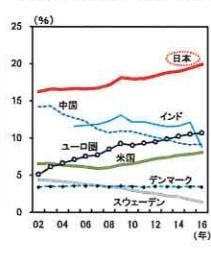
(図表2)日本銀行大分支店の銀行券受取高



(図表3)同・支払超過



(図表4)現金流通残高の対名目GDP比率

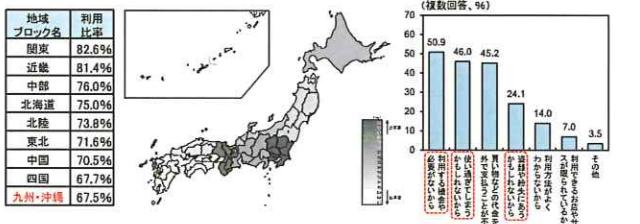


消費者の利用状況

- キャッシュレス決済の地域別利用比率をみると、九州・沖縄は低い。
- キャッシュレス決済手段が選択されない理由としては、①積極的に現金以外の決済手段を選択するメリットを感じないこと、②使い過ぎてしまうことへの懸念、③第三者による不正利用の懸念などが挙げられている。

(図表7)キャッシュレス決済の地域別利用比率

(図表8)現金以外の決済手段を使わない理由(全国)



(注)図表7は2018年6月調査(第74回)、利用比率は都道府県別ではなく地域ブロックごとに算出。図表8は2011年3月調査(第45回)。

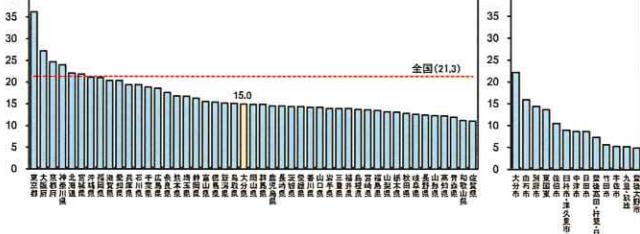
(資料)日本銀行「生活実態に関するアンケート調査」

実店舗の導入状況(2)

- 飲食店におけるキャッシュレス決済の導入状況をより広範に把握するために、インターネットの口コミサイトにおける飲食店のクレジットカード受入状況を確認すると、大分県では、カード受入可能な店舗が全体の15.0%となっているほか、県内エリア別での違いもみられる。

(図表10)エリア別にみた飲食店のカード決済可能店舗の割合

<都道府県別>



(注)図表10の「カード決済可能店舗」は、「食べログ」でカード決済可能としている飲食店の数。2018年8月26日時点。県内エリアの区分は「食べログ」によるもの。なお、カード決済の情報が掲載していない店舗が存在する点は留意が必要。

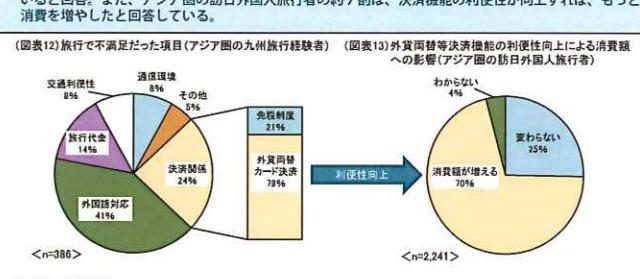
(資料)食べログ

大分県におけるキャッシュレス決済普及の意義

- 大分県では、2019年に「ラグビーワールドカップ2019™」の開催を控える中、様々な国からの観光客の来襲が見込まれており、こうしたチャンスを県内経済の活性化に繋げるためにも、キャッシュレスの普及が大きな壁。
- 日本政策投資銀行のレポートによると、アジア圏の九州旅行経験者の約2割が決済関係に不満を抱いているといふ。また、アジア圏の訪日外国人旅行者の約7割は、決済機能の利便性が向上すれば、もっと消費を増やすとも回答している。

(図表12)旅行で不満足だった項目(アジア圏の九州旅行経験者)

(図表13)外貨両替等決済機能の利便性向上による消費額への影響(アジア圏の訪日外国人旅行者)



(注)図表12は複数回答。

(資料)株式会社日本政策投資銀行九州支店「九州インバウンド観光振興に向けて~DBJ・JTBF訪日外国人旅行者の意向調査(平成28年版)~」



今月のアレセント
耶馬渓の蕎麦は自慢の逸品…
『山かけざるそば』
をプレゼント！

ト
優の逸品…
UNION
ント！
レストラン
ハウス
スイーツ
新規
「一見しないで」
だんに使った
ハウス西園は
スイーツの新規
の名物として
の誇れ。[Un
ion Garden] と
みませんか。
レバーハウ
ス供する山口
中から選ばれ
プレゼント。
もしもお贈り
下さい。[Un
ion Garden]
さんにお届け
下さい。

【応募方法】 答えをFAXもしくは郵送にて、住所・氏名・電話番号・事業所名を明記して下記の宛先までご応募ください。

宛 先 中津商工会議所「鑑賞ンプレ」プレゼント係
締切日 2010年4月12日(火)必着

FAXの方：0979-22-1750 郵便の方：〒871-8150 大分県中津市岡町1383-1
※郵便局へお届けする場合は、必ず「記入欄に記入して」と記入して下さい。

| 新会員のご紹介 ご入会ありがとうございました! (順不同) | | | | |
|-------------------------------|-------|-----------------------------|---------------|--------|
| 事業所名 | 代表者名 | 所在地 | 電話番号 | 業種 |
| ㈱マルハチ | 田中 精一 | 中津市牛神220-1 ライフプラザ中津702号室 | 0979-41-0160 | 不動産業 |
| タイニーハウスジャパン | 田上 晴彦 | 中津市本駒馬渓町西谷376-1 | 080-6747-2178 | 自動車整備業 |
| ㈱CREATIVE BASE NAKATSU | 廣畠 賢一 | 中津市島田352-7 | 0979-22-1515 | 飲食業 |
| 京都しもがも坦々麺 賀茂一浦 | 中畑 賢 | 中津市豊田町11-10-1F | 090-4586-4603 | 飲食業 |
| BINBII WORKS | 山出 博嗣 | 中津市金谷中ノ丁2364 | 0979-41-0136 | 建築業 |
| 財城モータース | 財城 隆 | 中津市植野41 | 0979-32-3351 | 自動車整備業 |
| ㈲一本電器 | 庄司 貴之 | 中津市永添719-14 | 0979-23-9595 | 電気工事業 |
| こくりこ | 脇坂 結紀 | 中津市北原395-1 | 080-7380-0191 | 美容業 |
| ON CLOUD NINE | 天野 一彦 | 中津市豊田町3-1-14 | 0979-62-9155 | 飲食業 |
| 角蔵本調剤薬局 | 藤本 浩美 | 築上郡吉富町広津385-1 | 0979-33-7033 | 医薬品 |



陳述秀たちは、日本独自の方針に注目して、これを分析した。1915年に「新青年」という新文化革命誌で、陳独秀は「今日の教育方針」という論説の中で、「福澤諭吉」について記している。

「日本福澤諭吉有言曰。教育兒童、十歲以前、當以獸性主義。十歲以後、方以人主義。」(日本の福澤諭吉は、兒童の教育方法として十歳以前には獸性主義自由に育て、十歳以後には人として教育すべきだと論じた。)

さらにその後、マルクス主義者である楊賀江は、1920年に教育制度を観察するため日本を訪ね、「日本学校の演化」一書を著した。彼は、「日本私学校」という論説を書いた。そこでの「私学校」は、慶應義塾最古者、慶應義塾塾長である。



記念　連載第二十一

十四回 野政直(1987年)
遠山茂樹(1990年)
さく貢献
いたい
の思想家
その一部
説として
いものとなつた。その
澤のイメージはより広

◇渡辺 和博／わたなべ・かずひろ
ケティンク戦略研究マーケティング研究員
所上席研究員。1986年、筑波大学大
学院理工学修士課程修了。同年、日本経
済新聞社入社。日本経済新聞編集部
パソコン、日経ビジネス、日経トレンド
など、日経トレンディな一面を担当。
いなど、コンシューマー、経営者、専門誌編集部
分野の専門誌編集部各
地の商工業団体など
で地域振興や特産品
開発のための講演、消
費者起点の実施、ブ
リーフィング商品育成を
支援している。

内閣府 Cabinet Office 内閣府からのお知らせ

国家公務員の再就職等規制にご協力を

国民からの批判が大きい問題として、いわゆる天下り問題があります。国家公務員が退職したのち、官業企業等に再就職することは禁じられていませんが、国家公務員法では、公務の公正性に対する国民からの信頼を保護するため、次の3つのルールを設けています。

①異動前の俸給・情報提供規制

現役の国家公務員が、官業企業等に対し、他の国家公務員・OBの再就職を依頼することや、再就職をする目的で国家公務員・OBの情報提供等を行うことは禁止されています。

例えば、再就職をされたい氏の名義で勤務した会社の情報は営利企業等へ提供したり、営利企業等へ受け入れ可能か不許可や待遇面などの情報を問い合わせたりすると違反となります。

②利害関係企業等への求職活動の規制

現役の日本公務員が、職務として携わる契約や処分などの相手方となっている利害関係企業等に対し、求職活動を行うことは禁止されています。

例えば、再就職することを目的として、自分の氏名や歴史などの情報を利害関係企業等へ提供したり、利害関係企業等へ職務内容や待遇面などの情報を問い合わせたりと違う点となります。

(2)元の職場への働きかけ封鎖

再就職した同僚公務員O氏が、再就職先の契約や公式に間に、便宜を図るよう元の職場に働きかけを行うことは禁止されています（原則として退職後2年間）。

☆皆様へのお願い
皆様におかれましても、規制違反を未然に防ぐ観点から、国家公務員・O Bにこうした行為を求めるいよいよ協力ををお願いいたします。また、規制違反が疑われる行為を見聞き

した場合には、下記連絡先まで情報提供をお願いいたします。秘密を厳守します。

◇連絡先 内閣府再就職等監視委員会事務局
電話：03-6268-7660～7668、7681
URL：<https://www5.cao.go.jp/kanshi/index.html>



